

児童虐待に係る通告等の状況及び
児童虐待の防止に関する取組の
状況等に関する報告書

(令和6年度版)

令和6年9月
名古屋市

目次

頁

第1章 児童虐待の通告等の状況

- 1 児童相談所における児童虐待相談・・・・・・・・・・ 1
- 2 社会福祉事務所における児童虐待相談・・・・・・・・・・ 6
- 3 こども家庭庁へ報告した死亡事例・・・・・・・・・・ 6

第2章 児童虐待の防止に関する取組の状況等

- 1 発生予防のための取組・・・・・・・・・・ 8
- 2 早期発見・早期対応のための取組・・・・・・・・・・ 18
- 3 虐待を受けた子どもの保護・支援の取組・・・・・・・・・・ 23

(参考)

- 名古屋市児童を虐待から守る条例・・・・・・・・・・ 26

はじめに

名古屋市会平成25年2月定例会において「名古屋市児童を虐待から守る条例(以下「条例」という)」が議員提案により成立し、平成25年4月1日に施行されました。

条例では、児童を虐待から守ることについて基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、児童虐待の予防、情報の共有及び提供、通告に係る児童の安全の確認並びに虐待を受けた児童等に対する支援等に関し、必要な事項を定めています。

この報告書は、条例第22条に基づき本市における児童虐待に係る通告等の状況及び児童虐待の防止に関する取組の状況等について市会へ報告するとともに、公表するものです。

第1章 児童虐待の通告等の状況

1 児童相談所における児童虐待相談

令和5年度中の児童相談所における児童虐待相談対応件数は3,490件で、前年度の3,089件と比べて401件（13.0%）増加しました。

児童相談所に寄せられる虐待相談の経路は、警察が1,948件で最も多く、全体の55.8%を占めています。また、虐待の種別は心理的虐待が2,105件で最も多く、全体の60.3%を占めています。被虐待児の一時保護件数は1,216件で、昨年度の1,104件と比べて112件増加しました。

なお、令和4年度の相談実績については、「令和4年度福祉行政報告例の適切な報告等について（依頼）」（令和6年1月26日付こ支虐第23号・政統総発0126第3号）による再集計後の数値です。

児童虐待相談対応件数の推移

児童虐待相談の対応件数は3,490件で、対前年度比13.0%増となりました。

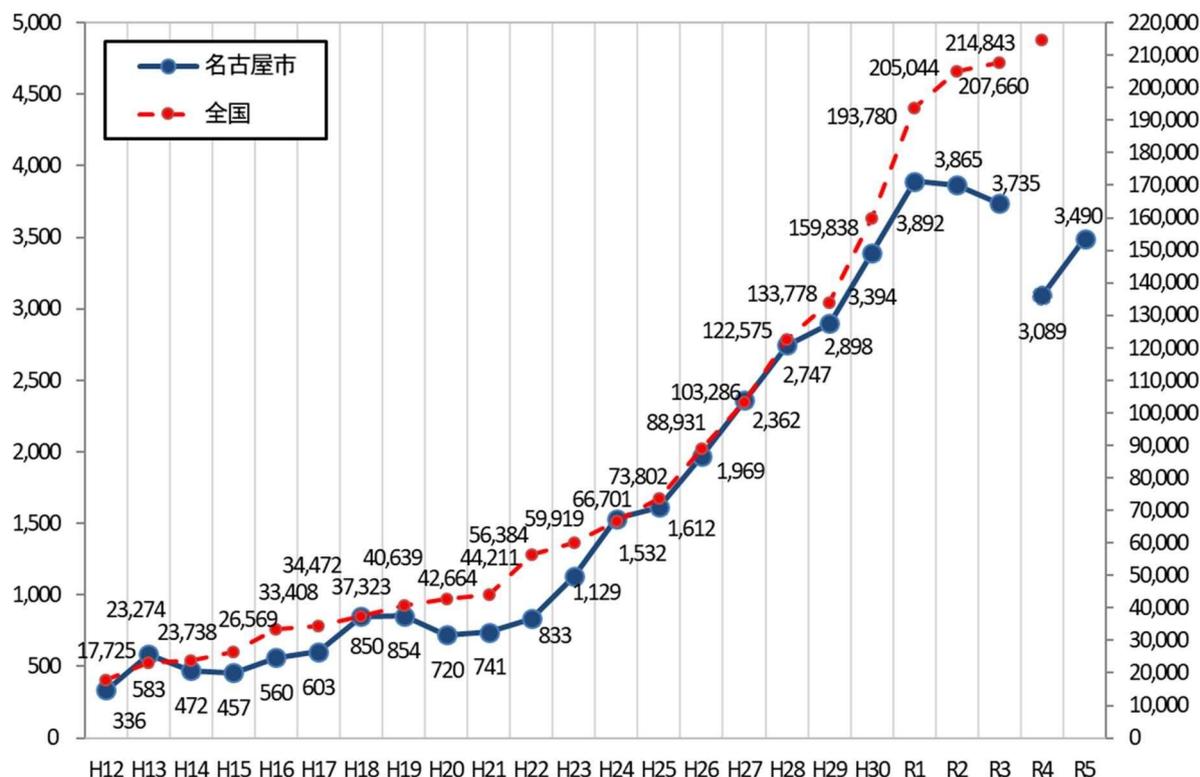
（単位：件）

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
名古屋市	336	583	472	457	560	603	850	854	720	741	833	1,129
全国	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1,532	1,612	1,969	2,362	2,747	2,898	3,394	3,892	3,865	3,735	3,089	3,490
66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	未公表

児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

（単位：件）



注1：本市令和4年度及び5年度数値は令和6年5月31日公表時点の数値で、全国令和4年度数値は令和6年9月24日公表時点の数値
 注2：平成22年度の全国の対応件数は、福島県を除く数値

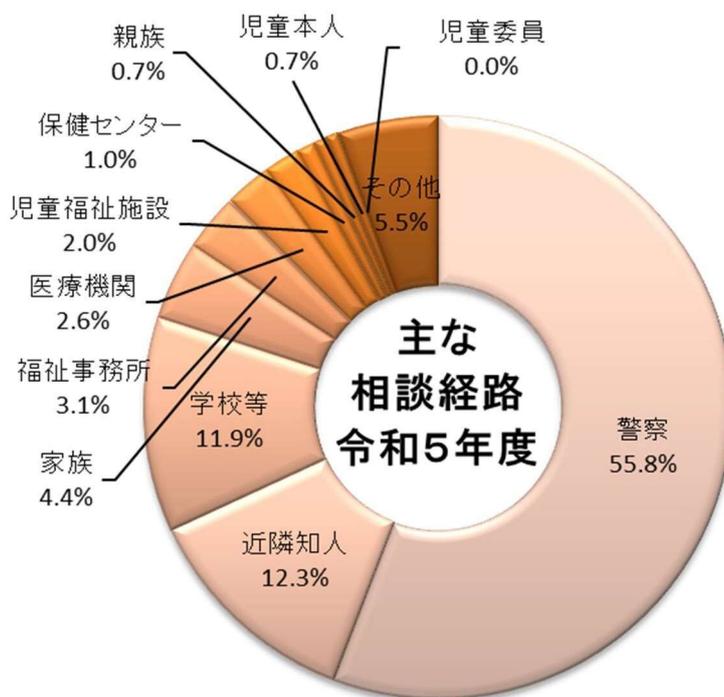
主な相談経路

児童虐待にかかる相談経路は、警察からの相談が最も多く、全体の 55.8%でした。次いで、近隣知人からによるものが多く、全体の 12.3%でした。

(単位：件)

区分	令和4年度	令和5年度
家族	111 (3.6%) 【4】	155 (4.4%) 【4】
親族	22 (0.7%) 【9】	26 (0.7%) 【9】
近隣知人	461 (14.9%) 【2】	429 (12.3%) 【2】
児童本人	27 (0.9%) 【8】	25 (0.7%) 【10】
福祉事務所	60 (1.9%) 【6】	107 (3.1%) 【5】
児童委員	2 (0.1%) 【11】	1 (0.0%) 【11】
保健センター	17 (0.6%) 【10】	33 (1.0%) 【8】
医療機関	66 (2.1%) 【5】	92 (2.6%) 【6】
児童福祉施設	42 (1.4%) 【7】	71 (2.0%) 【7】
警察	1,757 (56.9%) 【1】	1,948 (55.8%) 【1】
学校等	357 (11.6%) 【3】	414 (11.9%) 【3】
その他	167 (5.3%) —	189 (5.5%) —
計	3,089	3,490

注：【 】囲みの数字は、各年度において多い方から並べた場合の順位

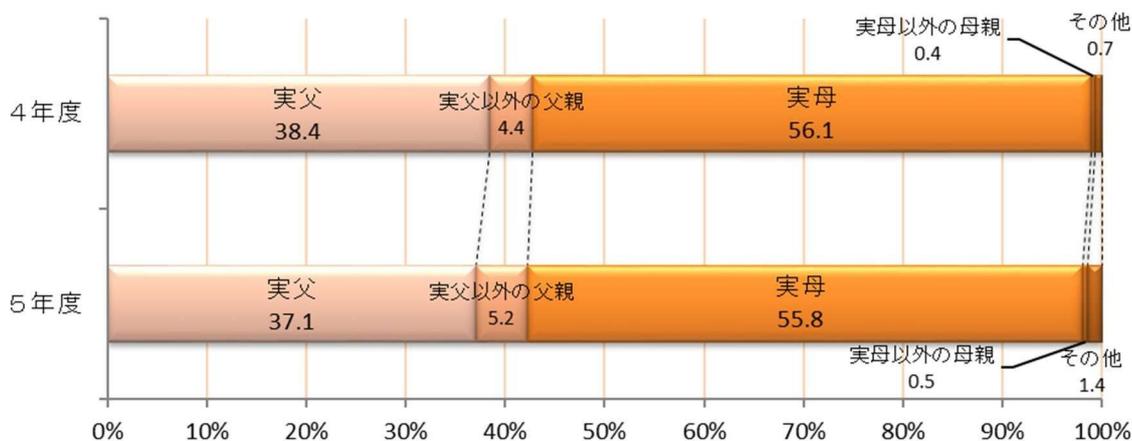


主たる虐待者

実母によるものが最も多く、全体の55.8%でした。

(単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度
実 父	1,185 (38.4%)	1,293 (37.1%)
実父以外の父親	135 (4.4%)	182 (5.2%)
実 母	1,734 (56.1%)	1,949 (55.8%)
実母以外の母親	12 (0.4%)	19 (0.5%)
そ の 他	23 (0.7%)	47 (1.4%)
計	3,089	3,490

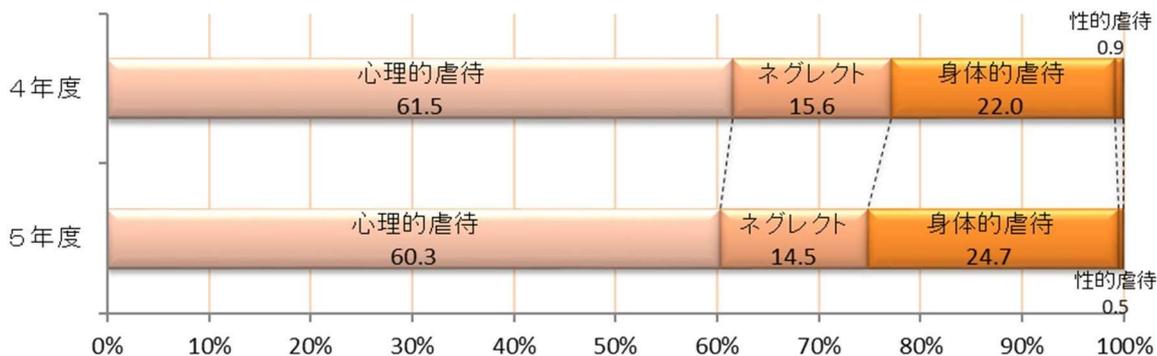


虐待の種別

心理的虐待の件数が最も多く、全体の60.3%でした。

(単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度
心 理 的 虐 待	1,899 (61.5%)	2,105 (60.3%)
ネ グ レ ク ト	481 (15.6%)	504 (14.5%)
身 体 的 虐 待	681 (22.0%)	863 (24.7%)
性 的 虐 待	28 (0.9%)	18 (0.5%)
計	3,089	3,490

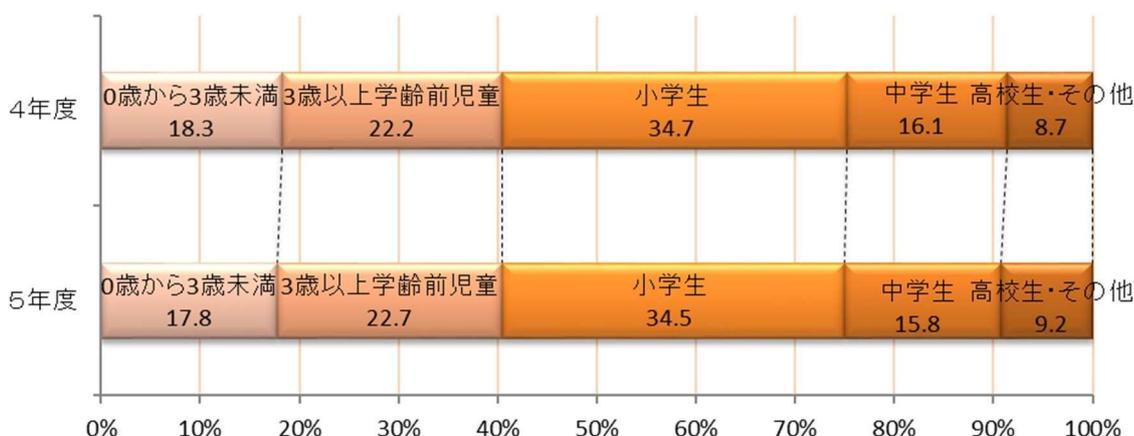


被虐待児童の年齢の状況

就学前の児童の占める割合が高く、全体の40.5%でした。

(単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度
0歳から3歳未満	564 (18.3%)	621 (17.8%)
3歳以上学齢前児童	686 (22.2%)	791 (22.7%)
小学生	1,071 (34.7%)	1,206 (34.5%)
中学生	499 (16.1%)	550 (15.8%)
高校生・その他	269 (8.7%)	322 (9.2%)
計	3,089	3,490

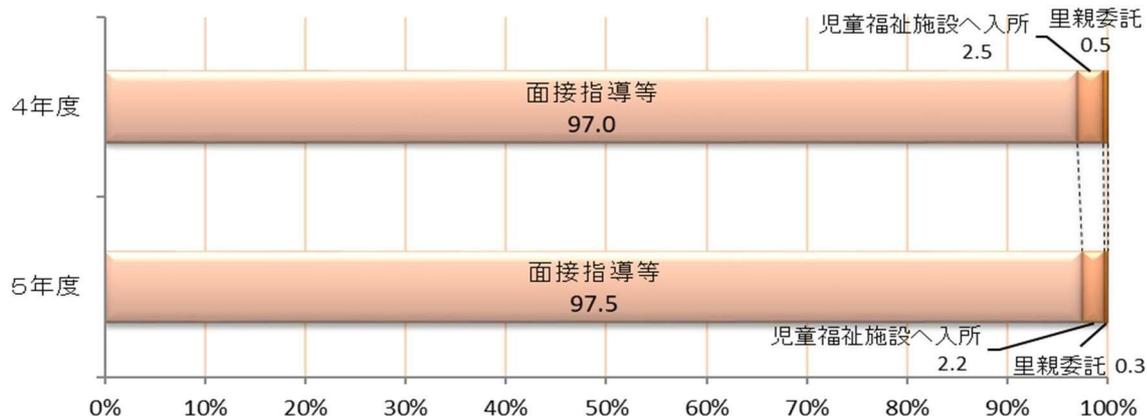


対応状況について

対応状況の各区分の割合は、令和4年度と比べ、面接指導等件数が増えました。

(単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度
面接指導等	2,997 (97.0%)	3,403 (97.5%)
児童福祉施設へ入所	78 (2.5%)	76 (2.2%)
里親委託	14 (0.5%)	11 (0.3%)
計	3,089	3,490



一時保護の実施状況

被虐待児の一時保護件数は、令和4年度と比べ、件数が増えました。

区 分	令和4年度	令和5年度
一 時 保 護 件 数	1,844件 延べ56,023日	2,041件 延べ60,793日
(再掲)被虐待児の一時保護件数 ()内は一時保護総件数に占める被虐待児の割合	1,104件 (59.9%) 延べ34,940日	1,216件 (59.6%) 延べ40,055日

施設入所に関する家庭裁判所への承認の申立ての状況

令和5年度の申立て件数は6件となりました。

区 分	令和4年度	令和5年度
申立て件数	18件	6件
児 童 数	20人	9人

児童福祉法第28条では、保護者が子どもを虐待する等により、保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を害するため施設入所措置が必要と判断される場合において、施設入所措置に親権者が反対の意思表示をしている場合には、家庭裁判所の承認を得て、施設入所措置をとることができることと定めています。

一時保護延長に関する家庭裁判所への承認の申立ての状況

令和5年度の申立て件数は20件となりました。

区 分	令和4年度	令和5年度
申立て件数	15件	20件
児 童 数	16人	23人

児童福祉法第33条は、親権者の意思に反して、2か月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないと定めています。

親権喪失等の申立ての状況

令和5年度は親権停止の審判を1件申立てました。

(単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度
親 権 喪 失	1	0
親 権 停 止	0	1
管 理 権 喪 失	0	0

児童福祉法第33条の7では、民法上の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求について、児童相談所長も行うことができると定めています。

出頭要求等の件数

令和5年度は出頭要求を7件実施しました。

(単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度
出 頭 要 求	6	7
立 入 調 査	4	0
再出頭要求	0	0
臨検・捜索	0	0

児童相談所の対応に万全を期すため、より実効性のある安全確認手段として、保護者に対する「出頭要求」、児童の住所・居所への「立入調査」、裁判官の許可状を得た上で行う「臨検・捜索」の制度が設けられています。

2 社会福祉事務所における児童虐待相談

令和5年度の社会福祉事務所における児童虐待相談対応件数は1,224件でした。

(単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度
相談対応件数	1,052	1,224

3 こども家庭庁へ報告した死亡事例

令和5年度にこども家庭庁へ報告した、本市における令和4年度の死亡事例は2件でした。

区 分		件 数 (人数)	備 考
虐待	心中	0件(0人)	
	心中以外	1件(1人)	
虐待以外		1件(2人)	転落による事故死

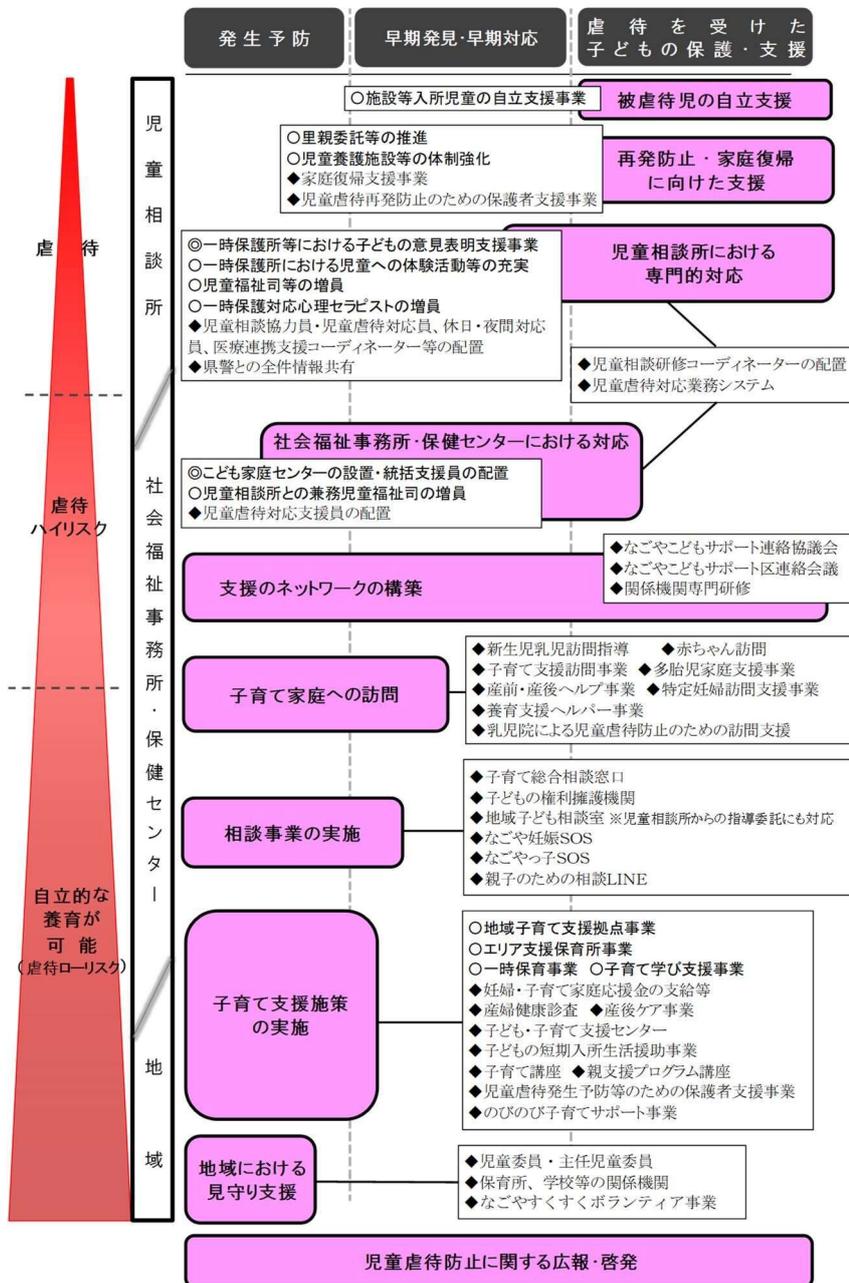
虐待による死亡と明らかな因果関係がないと判断された事例等についても報告しています。

第2章 児童虐待の防止に関する取組の状況等

名古屋市では、児童虐待の防止のために児童相談所、社会福祉事務所、保健センターを中心に各機関が連携・協働して対策に取り組んでいます。

1. 発生予防のための取組
2. 早期発見・早期対応のための取組
3. 虐待を受けた子どもの保護・支援の取組

名古屋市における児童虐待防止に関する取組の体系のイメージ図



1 発生予防のための取組

児童虐待の発生予防のため、広報・啓発を実施するほか、相談窓口の設置、子育て家庭への訪問や各種子育て支援施策、地域における見守り支援を実施しています。

(1) 広報・啓発の取組

児童虐待防止推進月間等の取組

【概要】

条例第20条では、毎年5月・11月を児童虐待防止推進月間と定めています。

また11月は、厚生労働省が主唱する「オレンジリボンキャンペーン」として、全国的に児童虐待防止へ向けた広報・啓発を実施しています。本市においても推進月間を中心に多くの民間団体や関係機関の協力を得て、広報・啓発に取り組んでいます。

【実績（令和5年度）】

児童虐待防止推進月間を中心とした主な取組

区 分	内 容	
推 進 月 間	5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民を対象とした啓発 ・ 関係者向け研修会の開催（ウェブ開催） ・ 新小学校1年生とその保護者に向けた啓発リーフレットの配布 ・ 名古屋市公式LINE等を活用した通告先の広報
	11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民を対象とした啓発イベント 日程：令和5年11月3日・4日 場所：市内イオン2店舗 ・ 民間企業・団体の協力による広報啓発（リーフレット・ポスターの掲示等） 百貨店、郵便局、ドラッグストア、保険会社、理髪店、飲料メーカー、公共交通機関（中吊り広告等）、子育て関連企業等 ・ 電子媒体を活用したPR なごや子育てアプリNAGOMii（なごみー）、わくわくキッズナビホームページ、学生タウンなごやポータルサイトN-chan、学生共同活動拠点N-base
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てに関する冊子の作成・配布 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各区における独自の広報啓発の取組 	

(2) 地域における見守り支援

児童委員・主任児童委員

【概要】

児童委員及び主任児童委員は、地域において、子育て中の保護者や子どもの状況を把握しつつ、身近な相談役として地域で見守りを行う等、子育ての孤立化の予防へ向けた活動を実施しています。

保育所・学校等の関係機関

【概要】

保育所・学校等の関係機関は、子どもや家庭の状況を把握しやすい立場にあるため、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所等と連携した支援を行っています。

なごやすくすくボランティア事業

【概要】

児童虐待の予防のための見守りなど、地域全体で子育て家庭を支援する「なごやすくすくボランティア」を養成しています。また、その中から意欲のある方を「名古屋市すくすくサポーター」として登録し、市や地域が実施する子育て支援活動に派遣しています。

【実績（令和5年度）】

名古屋市すくすくサポーター登録者数 372人（年度末時点）

(3) 子育て支援施策の実施

妊婦・子育て家庭応援金の支給等

【概要】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、すべての妊産婦が安心感をもって妊娠・出産期を過ごし、子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう、各保健センターに妊娠・出産期サポーターを配置し、妊娠届出後、妊娠後期、出産直後の不安を感じやすい時期に、電話、面接等の働きかけを行うなど、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行っています。

また、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、妊婦・子育て家庭応援金の支給を一体的に実施しています。

【実績（令和5年度）】

妊婦・子育て家庭応援金の支給

妊婦応援金 36,705件 子育て家庭応援金 24,932件

伴走型相談支援

妊婦届出時の面接等 17,661件 妊娠後期の面接等 15,291件

出産後の面接等 15,688件

産婦健康診査**【概要】**

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査費用を助成しています。

【実績（令和5年度）】

助成件数 延べ 30,336 件

産後ケア事業**【概要】**

出産直後の育児困難感を抱える母親に対して、家庭において安心して育児ができるようにするために、助産所等における宿泊・通所、訪問により、助産師が寄り添い、きめ細やかな支援を行っています。

【実績（令和5年度）】

宿泊・通所・訪問型のいずれかを利用した実人数 306 人

宿泊型 利用日数 延べ 1,434 日

日帰り型 利用日数 延べ 87 日

訪問型 利用日数 延べ 1 日

子育て応援拠点事業**【概要】**

支援を必要とする子育て親子を支え、子育ての負担感、不安感を軽減するとともに、児童虐待の未然防止につなげるため、子育て親子の交流の場のほか、一時預かりや相談支援などより充実した支援を提供する子育て応援拠点を設置しています。令和6年度より子育て応援拠点を新たに1か所設置しているほか、アウトリーチ支援を2か所から4か所へ拡充して実施を予定しています。

【実績（令和5年度）】

実施か所数 14 か所（年度末時点）

利用者数 延べ 113,336 人（一時預かり利用者数 延べ 9,841 人）

地域子育て支援拠点事業**【概要】**

子育て親子が自由に集い、交流することができる一定の基準を満たす場を開設し、子育てに関する相談、講座の開催、情報提供等を行うことで、子育ての不安感、負担感等を緩和するとともに、地域の子育て力の向上を図っています。

【実績（令和5年度）】

実施か所数 47 か所 利用者数 延べ 198,024 人

子ども・子育て支援センター

【概要】

親子で自由に遊び、交流できる広場「キッズパーク」を運営するほか、子育てに関する各種講座（親子向け・父親向け・支援者向け等）の開催、「758 キッズステーション」のホームページ及び「名古屋市子育て応援サイト（携帯サイト）」による子育て情報の発信、子育て支援団体・サークルに対する活動支援等を実施しています。

また、キッズパークで子どもと遊びながらの気軽な相談（ぶらっと相談）を始め、子育ての困りごと・悩みごとの個別相談、電話相談等、子育てに関するあらゆる相談に土・日曜日も含めて対応しています。

【実績（令和5年度）】

キッズパーク	利用者数	延べ 23,259 人
各種講座	受講者数	延べ 2,368 人
相談件数		延べ 4,127 件
キッズステーションホームページ	アクセス数	延べ 59,197 件
名古屋市子育て応援サイト	アクセス数	延べ 43,752 件

地域子育て支援センター事業

【概要】

保育所等において、地域における子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置、育児不安についての相談事業、子育て情報の提供及び子育て家庭の多様なニーズへの積極的な対応を行っています。

【実績（令和5年度）】

実施か所数	50 か所（年度末時点）	利用者数	延べ 162,581 人
-------	--------------	------	--------------

エリア支援保育所事業

【概要】

公立保育所が「エリア支援保育所」として、地域の子育て家庭を支援するため、子育て家庭の集まる場の設定、子育てサロン等での相談支援、支援が必要な家庭への訪問等を行っています。令和6年度より新たに4か所の公立保育所で事業を運営しています。

【実績（令和5年度）】

実施か所数	53 エリア
-------	--------

一時保育事業**【概要】**

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育（非定型）や保護者の傷病などによる緊急時の保育（緊急）、新たな気持ちで育児に取り組むための利用（リフレッシュ）を行う一時保育事業を実施しています。令和6年度より新たに3か所の民間保育所等で事業の運営を予定しています。

【実績（令和5年度）】

実施か所数 69 か所 利用者数 延べ 50,905 人

未就園児の定期的な預かりモデル事業**【概要】**

育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的支援等のため、普段、保育所等を利用していない未就園児を、週 1～2回程度定期的に預かる事業を実施しています。利用者は、保健センターや区役所、児童相談所等と連携し、アウトリーチ型で選定しています。令和6年度より、新たに1か所の公立保育所で事業を運営しています。

【実績（令和5年度）】

実施か所数 1 か所（公立保育所）

子どもの短期入所生活援助事業**【概要】**

保護者の疾病、出産、事故、災害等により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、乳児院、児童養護施設、里親家庭において、原則として7日以内で児童の一時的な養育を実施しています。

【実績（令和5年度）】

利用者数 延べ 315 人 利用日数 延べ 1,514 日

子育て講座（保健センター主催）**【概要】**

子どもの健やかな育ち及び親の育児不安や孤立感の軽減を図るよう、子育て全般に関する不安や悩み等に対して、正しい保健知識の普及、実技指導、グループミーティング等を実施しています。

【実績（令和5年度）】

開催回数 1,654 回 受講者数 延べ 17,596 人

親支援プログラム講座

【概要】

進行する子育て家庭の孤立化への対応策として、親自身が仲間どうしで学びながら気づきを生んだり、解決策を見出す力をつけていくことのできる「親支援プログラム講座」を、子ども・子育て支援センター始め市内各地で実施しています。

【実績（令和5年度）】

開催回数 23回 受講者数 延べ740人

子育て練習講座

【概要】

地域の相談支援拠点を指定し、すべての子育て家庭を対象に、子育て中の虐待につながるリスクを減らすための講座を実施しています。令和6年度からは子育てを学ぶ機運を醸成し、様々な場面で子育てを学ぶことができるよう講座等を実施し、子育て学び支援事業として開催しています。

【実績（令和5年度）】

開催回数 6回 受講者数 延べ295人

児童虐待発生予防等のための保護者支援事業

【概要】

児童虐待の発生予防等のため、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、ペアレントトレーニングを実施しています。

【実績（令和5年度）】

受講者数 11人

のびのび子育てサポート事業

【概要】

子育ての手助けをして欲しい方（依頼会員）に子育てのお手伝いをしたい方（提供会員）を紹介し、会員同士で子育ての援助ができるよう支援しています。

【実績（令和5年度）】

活動件数 延べ18,717件

会員数 8,334人（年度末時点）

（内訳：依頼会員6,845人 提供会員1,214人 両方会員275人）

(4) 相談事業の実施

子育て総合相談窓口

【概要】

各保健センターに子育て総合相談窓口を設置し、妊娠、出産、子育てに関する悩みや不安の相談に保健師等が応じ、子育て支援を行っています。

【実績（令和5年度）】

電話相談件数 延べ 26,681 件 面接相談件数 延べ 37,478 件

子どもの権利擁護機関

【概要】

子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかる独立性が担保された子どもの権利擁護機関（第三者機関）として、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を運営しています。

【実績（令和5年度）】

新規相談件数 418 件 相談件数 延べ 2,922 件

地域子ども相談室

【概要】

保護を要する子どもの問題や児童虐待等について相談に応じ、また、児童相談所の委託を受けて継続的に子どもや家庭を指導する、「地域子ども相談室（児童福祉法第44条の2の規定による児童家庭支援センター）」を児童養護施設内に設置しています（市内1か所）。

【実績（令和5年度）】

相談件数 延べ 2,240 件

なごや妊娠SOS

【概要】

思いがけない妊娠で悩む人が孤立することなく、正しい知識を知り、必要な支援を受けることができるよう、電話やメール、LINEによる相談窓口を開設し、相談に対して必要な情報提供を行うとともに、必要に応じて保健センター、社会福祉事務所、児童相談所、医療機関等と連携し、妊娠期からの切れ目のない支援を実施しています。

【実績（令和5年度）】

相談件数 延べ 172 件（電話 74 件、メール 61 件、LINE 37 件）

なごやっ子SOS

【概要】

児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を受け付ける窓口として、24時間・365日体制の電話相談窓口を設置しています。

【実績（令和5年度）】

相談件数 延べ6,259件（うち児童虐待に関する相談：53件）

親子のための相談LINE

【概要】

様々な児童相談にリアルタイムで対応するとともに、児童虐待通告に迅速かつ確実に対応するため、24時間・365日体制のSNSを活用した相談支援を実施しています。

【実績（令和5年度）】

相談件数 延べ466件（うち児童虐待に関する相談：28件）

（5）子育て家庭への訪問

新生児乳児訪問指導

【概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を対象に、保健師又は助産師が家庭を訪問し、発育、栄養、生活環境、疾病予防等に関する保健指導及び養育者に対する子育て支援を実施しています。

【実績（令和5年度）】

訪問件数 15,688件

赤ちゃん訪問

【概要】

子育て家庭を地域から孤立させないよう、地域と子育て家庭をつなぐ取組みとして、主任児童委員及び区域担当児童委員が、原則第1子の乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに対する不安感や負担感を軽減する取組みを実施しています。

【実績（令和5年度）】

訪問件数 7,851件

子育て支援訪問事業

【概要】

乳幼児健康診査未受診者及び新生児乳児訪問指導未実施家庭を訪問することにより、子どもの健康状態や養育環境の課題を把握し早期支援についでいます

【実績（令和5年度）】

訪問件数 延べ565件

多胎児家庭支援事業**【概要】**

多胎児及びその保護者に対する乳幼児健康診査の同行支援、多胎児の親に対する電話相談及び訪問支援等を行うことにより、多胎児の保護者に対する支援を図り、児童虐待の未然防止につなげています。

【実績（令和5年度）】

同行支援件数 延べ21件 電話相談件数 延べ50件
 訪問支援件数 延べ59件
 オンラインプレファミリー教室 4回 受講組数 延べ37組

産前・産後ヘルプ事業**【概要】**

妊娠中や出産後の体調不良等のため、家事や育児が困難で、昼間に家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない場合にヘルパーを派遣します。

【実績（令和5年度）】

利用者数 961人
 利用回数 延べ14,720回 利用時間 延べ29,336時間

特定妊婦訪問支援事業**【概要】**

出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）に対して、虐待の発生を未然に防止することを目的に助産師が家庭訪問し、継続的な支援を行っています。

【実績（令和5年度）】

対象者数 81人 訪問件数 延べ411件

養育支援ヘルパー事業**【概要】**

支援が必要な家庭に対してヘルパーを派遣し、子どもの安全確認を行うとともに、ヘルパーが行う家事育児支援により、保護者の育児技術の向上と家庭における養育環境の改善を図ることを目的に実施しています。

【実績（令和5年度）】

利用世帯数 80世帯
 利用回数 延べ2,596回 利用時間 延べ4,603時間

乳児院による児童虐待防止のための訪問支援

【概要】

地域のハイリスク家庭を支援するため、乳児院3か所に育児指導担当職員を各1名配置し、乳児院の専門性を活かした育児相談、家庭訪問、通所指導を行っています。

【実績（令和5年度）】

支援世帯数 27世帯

2 早期発見・早期対応のための取組

児童虐待の早期発見のため、関係機関が連携する体制を整備するほか、関わりの深い関係機関に対し、早期発見についての広報・啓発を実施しています。

また、早期対応を行うため、通告機関である児童相談所・各区社会福祉事務所の体制を強化するとともに、研修等の実施により、担当する職員の専門性向上のための取組みを実施しています。

(1) 支援のネットワークの構築

なごやこどもサポート連絡協議会

【概要】

児童福祉法第25条の2に基づく、「要保護児童対策地域協議会」として「なごやこどもサポート連絡協議会」を設置し、児童虐待やいじめ等の問題について、国、自治体、関係団体等の代表者による全市レベルの情報交換、連絡調整と援助困難な事例等について、協議を実施しています。

【実績（令和5年度）】

開催回数 2回

なごやこどもサポート区連絡会議

【概要】

各区において「なごやこどもサポート区連絡会議」を設置し、「代表者会議」、「実務者会議」、「サポートチーム会議」の3層構造により、地域レベルの関係機関の連携を行うとともに、個々の要保護児童等の総合的な実態把握及び具体的な支援内容の検討を行っています。

【実績（令和5年度）】

区 分	内 容	開 催 回 数
代表者会議	児童福祉に関係する機関の代表者が出席し、いじめや児童虐待等、児童福祉に関する諸問題についての情報交換及び連絡調整を行う	17回
実務者会議	各区社会福祉事務所、保健センター、児童相談所、警察等の実務担当者が出席し、区内の要保護児童等の総合的な実態把握（区内全ケースの進行管理）や援助方針の確認・検討及びサポートチーム会議の編成の検討等を行う	264回
サポートチーム会議	支援が必要なケース毎に結成され、関係機関の担当者が出席し、情報交換や支援内容の検討等を行う	112回

警察との連携

【概要】

中央児童相談所に愛知県警から現職の警察官 1 名が派遣されており、さらに中央・西部・東部の各児童相談所に、警察官 OB を警察連絡調整員として1名ずつ配置しています。

また、児童虐待対応において、調査の際等に警察と連携を取りながら対応するとともに、児童相談所職員のみでは、対応に困難・危険性がある事例については、同行訪問を行う等の協力を得ています。

さらに、児童虐待の防止等に関する法律に定める立入調査、臨検・搜索の合同研修会実施や、平成 31 年1月に愛知県警と締結した児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定書に基づき、児童相談所が受け付けた全ての児童虐待事案について毎月情報共有を行う等の連携を行っています。

【実績】 警察との連携に関する主な取り組み

区 分	内 容
令和5年度	・ 児童相談所が受け付けた児童虐待に係る事案の情報共有 新規受付 3,457 件、家庭復帰 512 件
	・ 立入調査、臨検・搜索の合同訓練実施（11月）

（2）早期発見のための広報啓発

子ども本人への広報

【概要】

児童虐待に関する子ども本人からのSOS発信を促すためのリーフレットを、市内小学校の新1年生の全児童に配布し、相談先について情報提供を行っています。

関係機関専門研修

【概要】

児童虐待対応にあたる関係職員（社会福祉事務所、保健センター、児童相談所、児童養護施設、保育所、幼稚園、学校関係等の職員及び主任児童委員等）を対象に、一定程度専門性の高い研修を実施し、児童虐待の早期発見・早期対応に関する能力の向上を図っています。

医療機関への啓発

【概要】

児童虐待の早期発見及び発見時に児童相談所へ通告・相談することを促すリーフレットの配布、名古屋市医師会の会報の活用により、市内医療機関への啓発を実施しています。

その他関係機関への啓発

【概要】

保育所・幼稚園職員や学校教職員等の児童と関わりの深い業務に従事する職員等に対し、児童虐待に関する基礎的な知識、児童相談所の役割や通告・相談先を知らせるパンフレットを作成・配布する等、適切な対応が可能となるよう周知・啓発活動を実施しています。

(3) 体制の強化

児童相談所の体制強化

【概要】

急激に増加している児童虐待事案に対応するため、児童福祉司や児童心理司の増員等により、児童相談所の体制強化を図っています。

〔児童相談所の職員体制強化〕

区 分	概 要
令和5年度	・児童福祉司の増員 13人 (内訳) 地区担当 7人 区兼務児童福祉司 6人
	・児童心理司の増員 7人 ・保育士の増員 3人
	・非常勤職員の配置 4人 (内訳) 保育士等業務員 3人(新設) 看護師 1人(新設)
令和6年度	・児童福祉司の増員 9人 (内訳) 地区担当 3人 区兼務児童福祉司 6人
	・児童心理司の増員 3人
	・非常勤職員の増員 6人 (内訳) 一時保護対応心理セラピスト 6人(増員)

社会福祉事務所の体制強化

【概要】

各区社会福祉事務所において、児童相談所と連携しつつ、児童虐待防止対策に取り組んでいます。また、児童相談所と兼務する児童福祉司を増員配置し、小中学校で開催される会議に参加するなど、教育と福祉の連携強化に取り組んでいます。

令和6年度からは、区役所・支所をこども家庭センターとして順次位置づけ、統括支援員を配置し、福祉・保健・教育の連携による妊娠期から学齢期まで誰一人取り残さない福祉的支援を実施する体制を整備しています。

児童虐待対策参与の設置

【概要】

児童虐待対応に識見の深い外部有識者を「児童虐待対策参与」として委嘱し、専門的立場からの助言・指導を受け、また、児童相談所及び社会福祉事務所の管理職を含めた職員への研修を実施しています。

【実績（令和5年度）】

研修実施回数 9回

(4) 職員研修の実施

児童相談所・社会福祉事務所等職員研修

【概要】

児童虐待対応力を向上させるため、職員研修の体系化を図り、質量ともに充実した研修の実施に取り組んでいます。また、児童福祉法改正に伴い、平成29年度から児童福祉司及び社会福祉事務所職員の研修が義務化されました。

【実績（令和5年度）】

① 児童福祉司及び要保護児童対策調整機関調整担当者研修（義務化研修）

区分	対象職員	コマ数	実施回数
児童福祉司 任用前講習会	社会福祉主事から児童福祉司に任用されるもの	20コマ 30時間	119回
児童福祉司 任用後研修	児童福祉司	20コマ 30時間	266回
児童福祉司 スーパーバイザー研修	児童福祉法第13条第5項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司	19コマ 28.5時間	2回 (委託)
要保護児童対策調整機関調整担当者研修	兼務福祉司	19コマ 28.5時間	160回

② 専門研修等

区分	対象職員	実施回数
専門研修等	児童相談所職員、区役所職員、施設職員	207回 (※)
事例検討会 (再掲)	児童相談所職員、区役所職員、施設職員	150回 (※)

※一部、義務化研修を兼ねる

③ 児童相談所職員段階別研修

区 分	対 象 職 員	実施回数
新規・転任者研修	新たに児童相談所勤務となった職員	92回 (※)
係長級研修	係長又は主査	3回
所長・管理職研修	所長、課長又は主幹	3回

※一部、義務化研修を兼ねる

(5) その他体制強化の取組

外部スーパーバイザーの活用

【概要】

児童虐待ケースへの対応方針等を検討する際に、より適切な対応が可能となるよう、外部から学識経験者等を招き、専門的・技術的助言や指導を受ける体制を整えています。

【実績（令和5年度）】

実施件数 179件

児童虐待対応業務システム（電算システム）による情報共有

【概要】

児童相談所、社会福祉事務所、保健センター等の関係機関が、適切な連携の下で迅速かつ的確に対応するため、被虐待児等の情報を共有する電算システムを運用し、関係機関の連携強化を図っています。

3 虐待を受けた子どもの保護・支援の取組

児童虐待を受けた子どもに対する支援として、一時保護所や児童養護施設等に入所中の子どもに心理的なケア等を実施するほか、より家庭的な養護が受けられるよう推進しています。また、施設退所後の家庭復帰・親子再統合へ向けた支援を実施しています。

(1) 一時保護所

一時保護対応学習指導協力員の配置

【概要】

一時保護された子どもへの学習指導の充実を図るため、教員経験のある一時保護対応学習指導協力員を一時保護所に配置し、小・中学生への学習指導を実施しています。

子どもの心理的なケア

【概要】

児童心理司が虐待を受けた子どもへのカウンセリング等を実施するとともに、一時保護対応心理セラピストが一時保護された子どもの心理的なケア等を実施しています。

(2) 児童養護施設等

施設入所児童の自立支援事業

【概要】

施設に入所する児童の特性を踏まえ、自立を支援する専任の職員を配置して児童の社会的自立を支援しています。令和6年度より自立支援担当職員の配置先の拡充及び自立支援研修にかかる助成を拡充しています。

【実績（令和5年度）】

自立支援担当職員配置施設 15 か所

施設入所中の子どもの心理的なケア

【概要】

子どもの自立を支援するため、児童養護施設等に心理療法担当職員を配置し、カウンセリング等の心理療法を実施しています。

【実績（令和5年度）】

心理療法担当職員配置施設 24 か所

施設の小規模化、小規模住居型児童養護施設（ファミリーホーム）と家庭的養育の推進**【概要】**

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設における生活単位を小規模化した小規模グループケアでの養育の実施、児童養護施設の本体施設から離れた戸建ての民間住宅を活用した地域小規模児童養護施設での養育の実施、養育里親経験者等経験が豊富な養育者が家庭に子どもを迎え入れて育てる小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を実施し、家庭的養育の推進を図っています。

【実績（令和5年度）】

小規模グループケア実施施設 15 施設 54 か所
 地域小規模児童養護施設 20 か所
 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） 11 か所

（3）里親委託推進・支援**里親専任職員の配置****【概要】**

里親制度の普及啓発や里親研修を行うとともに、中央・西部・東部の各児童相談所に家庭復帰・里親支援担当主査、里親専任児童福祉司及び里親等委託調整員を配置しています。また、中央児童相談所に里親へ研修やトレーニングを実施する里親トレーナーを配置しています。

里親支援専門相談員の配置**【概要】**

入所児童の里親委託を児童相談所及び施設と連携して推進するとともに、里親に委託された児童と里親家庭へのアフターケアを行っています。

【実績（令和5年度）】

里親支援専門相談員配置施設 9 か所

里親養育包括支援機関モデル事業**【概要】**

里親希望者の面接や社会調査、里親と子どものマッチング、里親への訪問支援等に至るまでの一貫した里親養育支援を行うため、令和3年10月より里親養育包括支援機関モデル事業を開始し、令和6年度より本格実施しています。また、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供し、里親委託措置解除後における支援を含めて包括的に里親支援を行う施設となる里親支援センターの設置を予定しています。

里親制度普及事業

【概要】

里親制度説明会や里親の体験談を聞く会、里親希望者向けサロンの開催等、里親制度の普及・促進の取組みを実施しています。

(4) 家庭復帰に向けた支援

家庭復帰支援事業

【概要】

被虐待等の児童で親子の分離が行われ、児童養護施設等に入所しているケースについて、家庭復帰・親子再統合を目的とした各種プログラムを活用して保護者指導を行うことにより、積極的な家庭復帰と在宅支援を推進しています。

【実績（令和5年度）】

家庭復帰 38人

児童養護施設等における保護者支援機能の強化

【概要】

虐待等の家庭環境上の理由により、児童養護施設等に入所している児童や保護者等に対し、児童相談所等と連携して、親子関係の再構築や家庭復帰支援、児童の退所後のアフターケアを含めた総合的な家族調整を担う家庭支援専門相談員について、2人目を段階的に配置しています。

【実績（令和5年度）】

家庭支援専門相談員増員施設 3か所

(5) 再発防止に向けた支援

児童虐待再発防止のための保護者支援事業

【概要】

児童相談所が継続的に指導する家族等の中で、特に児童虐待の再発防止に向けた支援が必要であり、かつ本事業による援助に同意する保護者を対象に、児童相談所長が依頼した保護者支援プログラムに精通した講師による援助を行っています。

【実績（令和5年度）】

実施件数 39件

(参考)

名古屋市児童を虐待から守る条例（平成25年名古屋市条例第26号）

(目的)

第1条 この条例は、児童を虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、情報の共有及び提供、通告に係る児童の安全の確認等並びに虐待を受けた児童等に対する支援等に関し必要な事項を定め、もって児童の心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、女性相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第3条 虐待は、決して正当化されることのない、児童の人権を著しく侵害する行為であり、何人も虐待を許してはならない。

- 2 児童を虐待から守るに当たっては、児童の利益を最大限に配慮しなければならない。
- 3 市民全体として、児童の尊厳を守り、児童が健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待を受けた児童の安全の確保を最優先としなければならない。

- 2 市は、児童を虐待から守るため、必要な施策を講じなければならない。
- 3 市は、児童の人権、虐待の予防のための子育て支援施策、虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 4 市は、児童が虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、関係機関等と連携し、児童に対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するものとする。
- 5 市は、警察、関係機関等及び地域社会による虐待の予防のための取組に対する積極的な支援に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、児童を虐待から守るために市が実施する施策その他の取組に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、虐待が決して正当化されることではないことを認識し、児童のしつけに際して、人権に配慮し、児童の心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、市が実施する虐待の予防のための子育て支援施策に協力するとともに、その専門的知識及び経験を生かした虐待の早期発見のための取組を行うよう努めなければならない。

(虐待の予防)

第8条 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等と連携して子育てに関する支援を充実させるよう努めるものとする。

2 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る取組について、専門的知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

(人材の育成)

第9条 市は、児童相談所、福祉事務所及び保健所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、女性相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者が虐待を早期に発見し、その他虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び福祉事務所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

(地域の相談支援拠点)

第10条 市は、虐待の予防、早期発見等を図るため、地域の相談支援拠点を指定することができる。

(情報の共有)

第11条 市は、児童相談所又は福祉事務所に対し、虐待を受けた児童（虐待を受けたと思われる児童を含む。以下本条及び第13条において同じ。）を発見した者から通告又は虐待に係る相談があった場合には、その旨の情報を児童相談所及び福祉事務所において適切に共有するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市立の学校、保健所その他児童の福祉に業務上関係のある市の機関の長は、虐待を受けた児童に係る情報について、児童相談所長（児童相談所の長をいう。以下同

じ。)及び福祉事務所長(福祉事務所の長をいう。以下同じ。)との適切な共有に努めるものとする。

- 3 市は、虐待を受けた児童に係る情報について、警察との適切な共有に努めるものとする。
- 4 市は、児童の安全の確保のために必要があると認めるときは、虐待を受けた児童に係る情報について、関係機関等と共有することができる。

(虐待の防止等のための個人情報提供)

第12条 市長は、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止並びに虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のため必要があると認めるときは、当該虐待に係る児童又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報を、警察及び関係機関等に対し、その業務の遂行に必要な範囲内に限って提供することができる。

(児童相談所への通告に係る児童の安全の確認等)

- 第13条 児童相談所長は、虐待を受けた児童を発見した者から児童相談所に通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、児童相談所の職員又は児童相談所長が依頼した者により、直接目視することを基本として、当該児童との面会、面談等の方法により、当該児童の安全の確認を行わなければならない。
- 2 児童相談所長は、前項の安全の確認に際し、児童の生命に関わる可能性のある外傷その他の状況が認められた場合は、当該児童の一時保護(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条第1項に規定する一時保護をいう。以下同じ。)の必要性を最大限考慮しなければならない。
 - 3 第1項の虐待を受けた児童の保護者及び保護者以外の同居人は、同項の安全の確認に協力しなければならない。
 - 4 児童相談所長は、必要に応じ、近隣住民、住宅を管理する者、警察、関係機関等その他虐待を受けた児童の安全の確認のために必要な者に対し、児童の安全の確認に関する協力を求めるものとする。
 - 5 児童相談所長は、必要に応じ、警察、関係機関等に対し、一時保護に関する協力を求めるものとする。
 - 6 前2項の規定による協力を求められた者は、その求めに応じるよう努めるものとする。
 - 7 児童相談所長は、一時保護を解除するに当たっては、児童の心身の安全の確保を最大限考慮しなければならない。

(臨検、捜索等の必要性の判断)

第14条 市長は、児童の安全の確認又は安全の確保のため必要があると認めるときは、適切に法第8条の2の規定による出頭要求等、法第9条の規定による立入調査等及び法第9条の3の規定による臨検、捜索等を行うものとする。

(福祉事務所が通告を受けた場合の措置)

第15条 福祉事務所が法第6条第1項の規定による通告を受けたときは、福祉事務所長は、必要に応じ児童相談所との連携を図りつつ、児童の安全の確認を行うための

措置を講ずるとともに、必要に応じ法第8条第1項に規定する措置を採るものとする。

(虐待を受けた児童と保護者との再統合に向けた指導及び支援)

第16条 市は、虐待を受けた児童を保護者から分離した場合には、良好な家庭的環境で生活するために当該児童と保護者との再統合に向けた必要な指導及び支援を行わなければならない。ただし、保護者との再統合が当該児童の利益を侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(虐待を受けた児童への教育支援)

第17条 市は、虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育を受けられるよう、必要な措置を講じなければならない。

(里親等への援助)

第18条 市は、虐待を受けた児童の養育に資するため、里親又は児童福祉法第27条第1項第3号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者(以下「里親等」という。)に対し、情報の提供、助言、研修、相談及び里親等の相互交流の促進その他の援助を行うものとする。

(虐待の防止等に係る体制の整備)

第19条 市は、毎年度、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止に関する取組の状況を把握するとともに検証し、必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、虐待の防止等の実践的な対策について科学的に調査し、企画研究を行う体制を整備しなければならない。

3 市は、第16条の再統合に向けた指導及び支援に必要な体制の整備に努めなければならない。

(児童虐待防止推進月間)

第20条 児童を虐待から守り、市民に虐待の防止等への取組の理解及び協力を求めるために、毎年5月及び11月を児童虐待防止推進月間とする。

(財政上の措置)

第21条 市は、児童を虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告及び公表)

第22条 市長は、毎年度、本市の虐待に係る通告等の状況及び虐待の防止に関する取組の状況等を取りまとめ、その概要を市会に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年名古屋市条例第22号）

この条例は、平成30年4月2日から施行する。

附 則（令和2年名古屋市条例第22号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年名古屋市条例第28号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。